平民部ニュース11号

2018.3.29 神奈川私教連

「安倍9条改憲NO! 全国3000万統一署名」にご協力を!

5月3日(憲法記念日)までに、組合員は1人10筆集めよう!

※私教連からすでに発送されています。年度末、年度初めでお忙しいと思いますが、よろしくお願いします。

国会では、森友学園問題の解明が中心課題となっていますが、その裏で自民党は着々と「9条改憲」の準備を進めています。先日(3月11日)の神奈川私教連の春闘討論集会では、渡辺治さん(一橋大学名誉教授)が、たっぷりと安倍政権の分析をした最後に、この署名運動への取り組みを呼びかけられました。特に印象的だったのは「労働組合が運動方針の柱に平和の問題を据えているのは日本だけ」「日本の労働組合の先進性だ」という言葉です。特に教職員の労働組合は「教え子をふたたび戦場に送らない」が原点です。神奈川私教連としても先日の定期大会の方針にそって、執行部で具体化をしました。

< 方針>

- (1) 平和と民主主義、国民運動との連帯を進める中で、私たちの要求実現を勝ちとる。
- (2)「教え子をふたたび戦場に送らない」「憲法9条改悪反対」のスローガンのもと、平和憲法を守り生かすことを、戦争法(安保法制)廃止の取り組みと併せて取り組む。
- (3) 取り組みを進める上では、学習を重視する。
- (4) この取り組みを通じて神奈川私教連の組織を強化することを位置づける。





日本国憲法第9条

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸 海空軍その他の戦力は、これを保持 しない。国の交戦権は、これを認め ない。

Q、今ある自衛隊を憲法9条に付け加えるだけだから、別にいいんじゃないの?

A、**この加憲は重大なことです**。「自衛隊保持」と書き加えられた憲法 9 条は、今とは 180 度違う意味に変わってしまうのです。憲法 9 条が戦力を禁じているため、自衛隊は緊張の中で存在してきました。海外で武力行使をしないことや災害時の救助活動なども国民に認められなければならないことの反映で、普通の軍隊ならやりません。しかし、憲法に「自衛隊」が書かれれば、自衛隊はその緊張から解放され、事実上の軍隊に変身します。戦争法(安保法制)ができて、すでに自衛隊の活動の制約には穴が空けられた状態ですから、9 条 2 項(戦力保持の禁止)は空洞化し、日本は

「戦争をする国」へとさらに歩みをすすめることになります。(渡辺治氏)